

年 月 日

横瀬町長 様

住所
申請者 氏名 印
電話

有害鳥獣捕獲事業従事者補助金交付申請書

有害鳥獣捕獲事業従事者補助金の交付を受けたいので、横瀬町有害鳥獣捕獲事業従事者補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 _____ 円
- 2 狩猟者登録区分(該当する区分を○で囲む。)
第1種(10,000円) ・ 第2種(5,000円) ・ わな(6,000円)
第1種+わな(16,000円) ・ 第2種+わな(11,000円)
- 3 補助金の振込先口座(申請者名義の口座に限る。)
金融機関名： _____ 本・支店名： _____
口座の種類： 普通 ・ 当座 _____ 口座番号： _____
(フリガナ)
口座名義人： _____
- 4 添付書類
(1) 従事者証の写し
(2) その他町長が必要と認める書類

横瀬町有害鳥獣捕獲事業従事者補助金交付要綱

平成 22 年 2 月 25 日告示第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、有害鳥獣による農林作物等への被害を防止するため、町が実施を委託する有害鳥獣捕獲事業の従事者に対し、狩猟者登録等に必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、横瀬町補助金交付規程(昭和 43 年規程第 1 号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象経費)

第 2 条 補助の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 狩猟者登録に必要な経費
- (2) その他町長が特に認める経費

(交付対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、当該年度中に町が委託する有害鳥獣捕獲事業に従事した者とする。

2 前項の規定にかかわらず、町税等を滞納している者に対しては、補助金を交付しないものとする。

(補助金の交付)

第 4 条 補助金は、前条に規定する交付対象者に対し、同一年度内に 1 回限り交付するものとし、その額は、別表に定めるところとする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、有害鳥獣捕獲事業従事者補助金交付申請書(様式第 1 号)により、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 従事者証の写し
- (2) 町税の納税証明書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付又は不交付の決定)

第 6 条 町長は、前条の規定による申請書を受領したときは、当該申請の内容を審査して、補助金交付の可否を決定し、有害鳥獣捕獲事業従事者補助金交付決定通知書(様式第 2 号)又は有害鳥獣捕獲事業従事者補助金不交付決定通知書(様式第 3 号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消すとともに、既に交付した補助金の返還を求めることができる。

(1) この告示に違反したとき。

(2) 申請書の内容に虚偽の記載又は不正があったとき。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

| 狩猟登録の種類 | 補助額 |
|---------|---------|
| 第1種 | 10,000円 |
| 第2種 | 5,000円 |
| わな | 6,000円 |
| 第1種+わな | 16,000円 |
| 第2種+わな | 11,000円 |